

令和4年度（2022年度）
令和5年度（2023年度）
令和6年度（2024年度）

競争入札参加資格
審査申請の手引
(林産物の売払い)

定期の申請用

北海道水産林務部森林環境局道有林課

目 次

第1 競争入札参加資格について	3
1 資格の種類	3
2 審査基準日	3
3 資格の要件	3
4 資格の有効期間	4
第2 資格審査の申請について	4
1 申請の受付	4
2 申請の方法	5
3 審査結果の通知等	7
第3 中小企業組合等について	8
第4 行政書士の代理申請	8
第5 変更届の提出について	8
1 変更の届出	9
2 留意事項	9
第6 年間委任状について	9
第7 隨時申請及び資格の追加について	9
1 隨時申請受付期間	9
2 希望する資格の追加	9
第8 申請書の作成要領	9
1 申請者等	9
2 入札参加を希望する業種	10
3 経営規模	10
4 直前2箇年の実績	10
5 その他	11
6 契約履行が可能な地域を所管する（総合）振興局・森林室欄	11
 (様式)	
競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式その3）	12
誓約書（別記第19号様式）	13
社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式）	14
委任状（別紙第21号様式）	15
競争入札参加資格関係事項変更届（別記第11号様式その2）	16

第1 競争入札参加資格について

- ・ この申請手続き（定期の申請）は、令和4年度（2022年度）、令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度）に北海道が実施する林産物の売払いに係る競争入札に参加を希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。
- ・ 資格審査の結果、資格者になると令和4年度（2022年度）、令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度）の競争入札参加資格者名簿に登録されます。
- ・ なお、資格を有することにより自動的に、または直ちに売払いがあるというわけではありませんのでご留意ください。

1 資格の種類

この申請による競争入札の資格の種類は、北海道が売払いする林産物（立木・副産物）を買い受けるための資格（林産物の売払い）です。

2 審査基準日

定期の申請に係る資格審査の基準日（審査基準日）は、令和3年（2021年）11月1日です。

3 資格の要件

競争入札参加申請者は、次に掲げる(1)から(7)までの要件を満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
 - （この要件により申請できない方）
 - ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - （この要件により申請できない方）
 - 契約に関して不正行為等を行い、競争入札への参加を排除されている者
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法第7条の規定による届出
- (5) 審査基準日（令和3年（2021年）11月1日）において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (6) 審査基準日の直前1年間（令和2年（2020年）11月1日から令和3年（2021年）10月31日までの間）に、その事業に係る仕入高を有していること。
- (7) 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

注① (5)及び(6)の「その事業」とは、各業種別に次のとおりとします。
ア 立木

立木を造材して丸太を生産する素材生産業、丸太を加工する木材加工業、及び丸太を流通させる素材流通業

イ 副産物

副産物採取業、及び採取された副産物を加工する副産物加工業

※ 上記において、イの関係事業のみを営み、アの事業を営んでいる実績のない場合は、立木の買受けを希望することはできません。

注② (6)の仕入高とは、林産物(立木、素材、副産物)を道有林、国有林等の森林所有者や素材流通業者等から買受けして金銭の支払いと引換えに林産物を仕入れた実績、及び請負、下請け契約により素材生産を実施した実績をいいます。

4 資格の有効期間

定期の申請に係る資格の有効期間は、令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までです。

第2 資格審査の申請について

1 申請の受付

- ・ 資格審査の申請（定期の申請）を希望する方は、(1)の受付期間内に申請してください。
- ・ なお、申請書類は持参または郵送で、(2)の受付場所に提出してください。
- ・ また、持参する場合、申請書類に記載された内容に疑義が生じたり、訂正を要する場合には、その説明を求めることや再提出を求めることがありますので、申請内容の説明ができる方が持参するようにしてください。

(1) 受付期間（定期の申請）

令和3年（2021年）11月9日（火）から令和3年（2021年）11月29日（月）まで

注① 土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。

注② 受付時間は、午前9時から午後5時までです。

(2) 受付場所

【主たる営業所が道内の場合】………各（総合）振興局森林室
(石狩・檜山・宗谷・根室（総合）振興局森林室を除く)
【主たる営業所が道外の場合】………北海道水産林務部森林環境局道有林課

（受付場所一覧）

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
空知総合振興局森林室	068-0042	岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1155
後志総合振興局森林室	044-0034	虻田郡俱知安町南4条西1丁目	0136-22-1152
胆振総合振興局森林室	053-0803	苫小牧市矢代町3丁目1-18	0144-72-5121